

環境経営レポート

令和7年5月15日

(運用期間：令和6年4月～令和7年3月)



〒744-0021

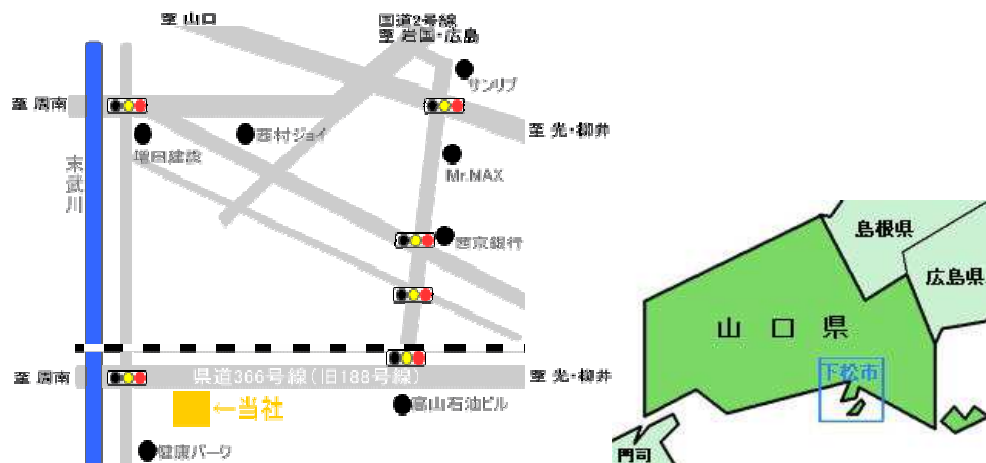
山口県下松市大字平田 443 番地

TEL 0833-41-0680

FAX 0833-41-0676

1. 組織の概要

事業所名 周南環境開発株式会社
代表者 代表取締役 弘中 美光
環境管理責任者 河野 孝信
所在地 山口県下松市大字平田 443 番地



連絡先 Tel 0833-41-0680 Fax 0833-41-0676
事業の概要 産業廃棄物の収集運搬処分業、再生重油の製造販売
資本金 金 1,000 万円
沿革 昭和 57 年 3 月 27 日

日進工業(株)が化学工業設備の洗浄時に生じる廃油の再生を目的として周南環境開発株式会社を設立。

平成 5 年 8 月

日進工業(株)の行っていた産業廃棄物処理業務を受け継ぎ、産業廃棄物の有効利用と適用処理を、一貫作業とすることを目的として再編成し、営業活動を開始。

平成 21 年 8 月

環境への取組を促進し、その取組を効果的・効率的に実施するため、環境マネジメントシステム「エコアクション 21」を取得。

2. 対象範囲

対象事業所 本社事務所・工場
事業活動

- ・ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬及び中間処理
- ・ 再生重油の製造販売
- ・ 再資源化を含む各種産業廃棄物の処理システムの提案及びコンサルティング

3. 環境方針

環境経営方針

基本理念

当社は、産業廃棄物の収集運搬・処理業を主な事業とし、その総ての事業活動について、地球環境の保全を経営の最重要課題と位置づけ、自然環境との調和・共生に配慮し、循環型社会の構築に努めます。

そのため、環境への取組に関するガイドラインである「エコアクション21」に則し環境マネジメントシステムを構築し、当社の事業活動における環境負荷の低減のため、行動指針を次のように定めます。

行動指針

当社は、山口県地域を中心に事業を展開する中で、事業活動における環境への影響を理解し、自ら責任を持ち社員一丸となって、エコアクション21環境経営システムを構築・運用し、継続的な環境への負荷の削減に努めます。このため以下の環境への取組みを積極的に推進します。

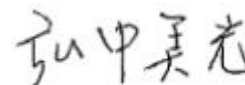
1. 環境関連法規制とその他要求事項を順守します。
2. 環境経営目標を定め、定期的に見直し、継続的改善と汚染の予防に努めます。
3. 環境への負荷を軽減するため、次の活動を実施します。
 - (1) 地球温暖化防止のため、省エネルギーを推進し、収集運搬車両及びボイラーの燃料削減に取り組めます。
 - (2) 廃棄物排出量削減のため再生率の向上に取り組めます。
 - (3) 使用する水の削減に取り組めます。
 - (4) 収集運搬計画による運搬の効率化、再生率向上による再資源化の推進に取り組めます。
4. この環境経営方針は、教育や日常活動を通じて全従業員に周知徹底するとともに、環境保全に関する意識を高め、社内における環境保全状況の知識・認識の向上を図ります。
5. この環境経営方針は、環境経営レポートを通じて、一般に開示します。

制定：平成 20 年 1 月 7 日

改訂：令和 2 年 5 月 1 日

周南環境開発株式会社

代表取締役



4. 組織表

(1) エコアクション 21 実施体制表



(2) 役割分担表

所属	役割・責任・権限
代表取締役	全体統括、環境方針の設定、環境への取組を実施するための資源の準備、全体の評価と見直し
環境管理責任者	環境管理責任者として、環境経営システムを構築し、運用し、その状況を社長に報告する
EA21委員会	3ヶ月に1回開催し、環境目標の達成状況及び環境活動計画の実行状況を審議する
EA21事務局	EA21文書及び記録類の作成・維持・管理
業務部	電力、水消費量、廃棄物の受入・排出量、車燃料 等の管理 (マニフェスト管理も含む)

(3) 従業員内訳

役員 : 4名
 社員 : 5名 (日進工業(株)からの助勢あり)
 パート、アルバイト : 0名

5. 事業の範囲

(1) 収集運搬業

① 事業の区分

積替え又は保管を除く。

② 許可一覧表

県名	種類	許可番号	取扱品目	許可年月日	期限
島根県	普	3200007965	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、木くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上12種類	R2.3.11	R9.3.10
広島県	普	03400007965	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上14種類	R1.7.6	R8.7.5
〃	特	03450007965	廃油、廃酸、廃アルカリ	R1.7.6	R8.7.5
山口県	普	03503007965	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、木くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上12種類	R4.8.27	R11.8.26
〃	特	03553007965	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石綿等、燃え殻、汚泥、鋳さい、ばいじん 以上8種	R4.8.27	R11.8.26
〃(処分)	普	03523007965	廃プラスチック類、汚泥、廃油	R4.8.27	R11.8.26
〃(処分)	特	03573007965	廃油	R4.8.27	R11.8.26
福岡県	普	04000007965	廃プラスチック類、ガラスくず等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、木くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上11種	R5.10.17	R12.10.16
〃	特	04050007965	廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじん、燃え殻、汚泥 以上7種	R1.6.2	R8.6.1
岩手県	普	00300007965	廃プラスチック類、金属くず	R7.3.31	R12.3.30

(種類) ・普(産業廃棄物収集運搬業許可)

・特(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

(2) 産業廃棄物処分業

① 事業の区分

中間処理(油水分離、混合)

② 許可の有効年月日 令和11年8月26日

③ 廃棄物の種類

油水分離：廃油 以上1種類

混 合：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、汚泥、廃油 以上3種類

④ 事業の用に供する施設

油水分離槽 設置場所：山口県下松市大字平田443番地

設置年月日：昭和38年4月25日

混合処理施設 処理能力 : 10m³/日
 設置場所 : 山口県下松市大字平田 443 番地
 設置年月日 : 昭和 38 年 4 月 25 日
 処理能力 : 6m³/日

(3) 特別管理産業廃棄物処分量

① 事業の区分

中間処理（油水分離）

② 許可の有効年月日 令和 11 年 8 月 26 日

③ 廃棄物の種類

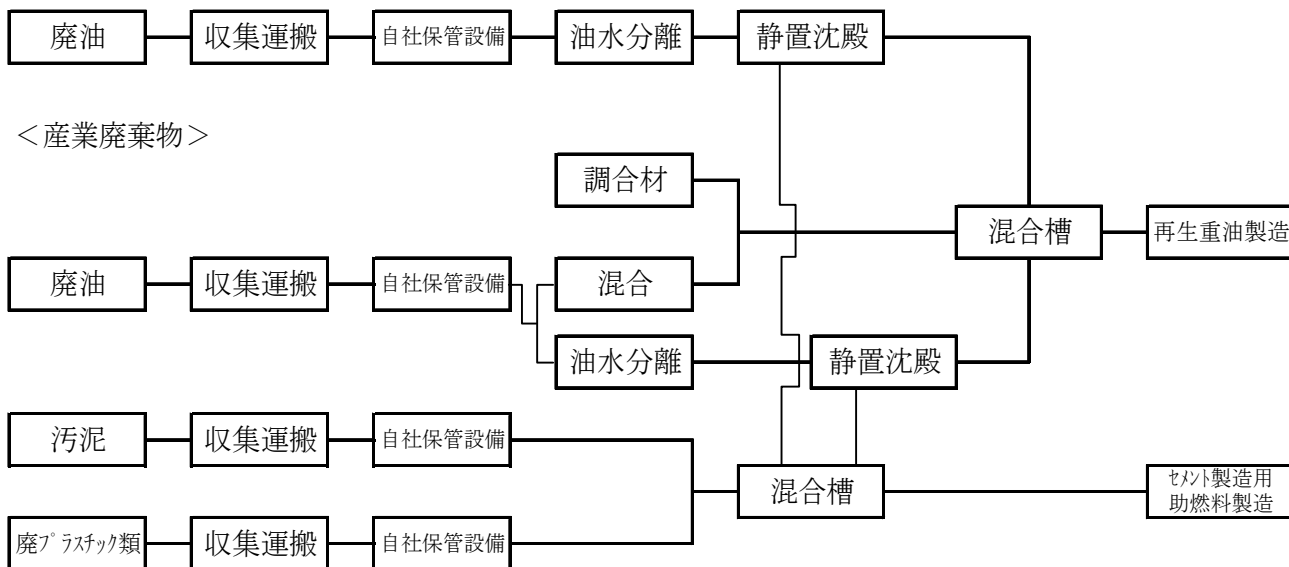
油水分離：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 以上 1 種類

④ 事業の用に供する施設

油水分離槽 設置場所 : 山口県下松市大字平田 443 番地
 設置年月日 : 昭和 38 年 4 月 25 日
 処理能力 : 10m³/日

(4) 処理工程図

< 特別管理産業廃棄物 >



当社の中間処理後の残渣物は、産業廃棄物処理業者へ委託します。

6. 環境経営計画

1. 二酸化炭素排出量削減

	活動項目
重油使用量及びガソリン・軽油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーの効率的な運転を図り、重油の使用量を削減します。 ・無駄なアイドリングを行わず、効率的な回収ルートを計画し軽油の使用量を削減します。

2. 廃棄物排出量の削減

	活動項目
再生率の向上	性状の良い油の回収を目指します。

3. 水資源投入量の削減

	活動項目
水使用量の削減	同一構内に複数のグループ企業が入っており、上・下水道とも共有しているため単独での水使用量の把握は困難ですが、「節水」の札を掲げるなどしてグループ全体での「水使用量の削減」を推奨します。

4. 受託した廃棄物の収集運搬・処分について

	活動項目
収集運搬の効率化、再生率の向上	収集運搬計画による運搬の効率化、再生率向上による再資源化の推進に取り組みます。

7. 事業規模

令和4年4月 ～ 令和7年3月

活動規模	単位	R4年度	R5年度	R6年度
売上高	百万円	77.65	63.83	57.47
従業員	人	5	4	5
事務所床面積	m ²	48.45	48.45	48.45
廃棄物収集運搬量	t	858.93	899.43	212.16
中間処理量	t	156.81	266.76	132.16

8. 環境経営目標とその実績

204年度環境目標とその実績						作成日：2024年 5月 20日			
						評価日：2025年 5月 15日			
項目	単位	基準	2024年度			2025年度	2026年度	2027年度	
		平成25年度	目標	実績	評価	目標	目標	目標	
1. 総二酸化炭素排出量	kg-CO2	130,062	130,000以下	31,937	○	130,000以下 現状維持	130,000以下 現状維持	130,000以下 現状維持	
二酸化炭素排出係数	kg-CO2								
(1). 重油使用量の削減									
重油使用量	KL	18.6	/	7.9	/	/	/	/	
再生油の出荷量	t	1,250	/	929.4	/	/	/	/	
重油の使用量(KL)／ 再生油の出荷量(t)	KL/t	0.015 (新目標)	0.015 以下	0.008	○	0.015以下 現状維持	0.015以下 現状維持	0.015以下 現状維持	
(2). 軽油使用量の削減									
軽油使用量	L	8,597	/	3,945	/	/	/	/	
廃棄物・製品運搬量	t	2,682	/	1,141	/	/	/	/	
軽油使用量(L)／ 廃棄物・製品運搬量(t)	L/t	3.2	3.2 以下	3.45	×	3.2以下 現状維持	3.2以下 現状維持	3.2以下 現状維持	
2. 廃棄物の再生率向上(産廃・有価含む)※2)									
廃棄物排出量	t	608.46	/	1021.58	/	/	/	/	
総受入量	t	1383.29	/	198	/	/	/	/	
3. 廃棄物排出量/総受入量	t/t	0.439	0.43 以下	0.19	○	0.43以下 現状維持	0.43以下 現状維持	0.43以下 現状維持	
4. 水資源投入量の削減	-	数量が把握できないので数値目標は設定しない							
※1) 当社は日進工業(株)敷地・建物の一部を使用している関係で、電気、水使用量については、当社関係分の個別データは把握できません。									
2) 但し、照明のLED化、人感センサー照明の導入、自動水栓の導入などにより、節電・節水を日進工業グループとして取り組んでおります。									
3) PRTR法対象物質を使用していないので、「化学物質使用量の削減」は目標に掲げません。									
4) 廃棄物の再生率向上については基準年度は「平成26年度」です。									
5) 重油使用量の削減については基準年度を「令和3年度実績」としました。									

9. 環境経営計画

平成25年度に環境目標及び活動計画の見直しを行いました。次年度以降も引き続き同基準にて取組みたいと思います。

10. 地域貢献活動

弊社は、環境保全の直接的効果や、一般住民への啓蒙を目的とし、地域への貢献活動の一環として、山口県産業廃棄物協会と行政当局とで協力しながら開催されている、不法投棄物の回収作業ボランティア活動に参加しています。

1 1. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

過去3年間、当社に関わる環境関連法についての違反及び、他者からの訴訟等はありません。また、地域住民及び関連する機関等からの苦情もありません。

・環境関連法規

法律名等	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	要求内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	法6条の2第6項、第7項	委託先業者選定基準 委託基準の順守	収集・運搬・処分は許可を受けた一般廃棄物収集・運搬業者並びに一般廃棄物処分業者に委託すること。
		法12条第1項令6条1項の1 則7条の2の2、則8条の5の3	運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集・運搬に係る基準	産業廃棄物の収集・運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号の表示を行う。
		法12条第1項令6条1項	収集運搬車・備え付け書類	・許可証の写し ・産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※電子マニフェストの場合は「受渡確認票」
		法12条第2項、14条第12項 則8条	保管基準の遵守	産業廃棄物が運搬されるまでの間、技術上の基準(規則8条:産業廃棄物保管基準)に従い保管しなければならない。 ・飛散の防止対策を講じる事
			保管場所の表示	・見やすい場所に掲示板を設けること(大きさ:60×60cm以上) (表示:保管する廃棄物の種類、管理者、連絡先等)
		法12条第3項	許可業者への委託	収集・運搬・処分は、許可を受けた産業廃棄物収集・運搬業者並びに産業廃棄物処分業者に委託すること
		法12条第4項 令第6条の2第1項、第2項 則8条の4、4の2、4の3	委託基準の遵守	・収集運搬業者及び処分業者との書面による委託契約 ・委託契約書には許可書の写しの添付 ・委託契約書の保管:5年間保存
		法12条の3第1項2項3項、 4項5項6項7項	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	・管理票の交付(発行):廃棄物の種類ごと、運搬先ごと ・管理票の記載事項:廃棄物の種類、荷姿、最終処分を行う所在地など
		則8条の20.8条の21.8条の25、 8条の25の2.8条の26、 8条の28.8条の29	管理票(マニフェスト)の送付	・収集運搬または中間処理をおえたのち、10日以内に処理等を依頼された事業者へ管理票を送付 ・処分業者、最終処分業者から票の送付を受けたのち、10日以内に処理等を依頼された事業者へその旨を記載した管理票を送付
			管理票(マニフェスト)の写しの送付を受けるまでの期間	交付から90日以内(運搬、処理処分)及び180日以内(最終処分)に管理票の写しが無返却の場合、照合確認とともに知事に届ける
	管理票(マニフェスト)の写しの保存期間	管理票写し:5年間保存		
	管理票(マニフェスト)に関する知事への定期報告	毎年6月30日までに前年度(3月31日以前)に交付した管理票の交付状況を様式第3号により知事に提出しなければならない		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	法14条、法14条の4 則9条の2、則10条の2・3・4 則10条5・6・6の2・3	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の許可(収集・運搬・処理処分)	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない
		法14条第15項、則10条の8	帳簿の記載	廃棄物収集運搬・処分業者は帳簿を備え、環境省令で定める事項を記載しなければならない
		法14条の4第16項、則10条の21	産業廃棄物処理施設の設置許可	油水分離施設:処理能力10m ³ /日を超えるものが該当(当社は「10m ³ /日」)
		法15条の2 則12条の2の3・12条の3	処理施設設置に伴う能力の基準、保全に関する専門知識	処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。また、周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされていること。
山口県循環型社会形成推進条例	産業廃棄物処理	第26条1項、2項、3項、4項	処理業者の処理能力の確認等	処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を有することを確認しなければならない。
	県外産業廃棄物処理	条例26条の2第1項、3項	県外産業廃棄物処分届 県外産業廃棄物搬入変更届	処分を受託しようとする産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者は、3月31日までに、翌年度における処分計画を提出しなければならない。変更に当たっても所定の届出が必要
水質汚濁防止法	構内設備 浄化槽法 (し尿処理)	法2条、3条	排水基準	環境省令で定める排水基準を満たすこと
		法3・4・5・7条	浄化槽の設置基準、し尿処理	し尿は処理後でなければ公共水域等へ放流してはならず、水質基準を満たさなければならない
		法9・10・11条	点検、水質検査	保守点検・清掃及び水質試験:毎年1回
消防法	構内設備等	法10条4項・11条・12条 法13条	危険物の貯蔵及び取扱に関する基準	危険物の貯蔵・取扱は政令で定める基準に従い、市町村長の許可を得ること。また、取扱は有資格者が行うこと。
		法17条の3の3、則31条の4 法21の2の1・2・3・4	設備基準、定期点検 消火設備・機器の検定	設備基準 総合点検:年1回、機能点検:年2回 総務省令で定める検定対象機械器具等の規格に適合していること
		法5・7・16・37~40・46条1項 63~73・74条、 環境確保条例	冷媒用フロン回収・破壊の措置 管理者による定期点検・報告	業務用の冷凍空調機器の管理者は、簡易点検及び定期点検を実施すること

1 2. 取組みの結果及び評価

1) 環境影響の自己チェック

(1) 二酸化炭素排出量の削減

昨年、基準年度を令和3年度実績を目標に掲げ実践しました。本年、軽油使用量の削減目標がは未達成となりましたが総二酸化炭素の排出量の削減目標は達成しており、次年度以降も継続しようと思います。

(2) 廃棄物排出量の削減

全体的には目標を達成できました。

(3) 水資源投入量の削減

同一構内に複数のグループ会社が入っているため単独での水使用量の削減は困難ですが、引き続きグループ全体での「水使用量の削減」を呼びかけていきます。

(4) 受託した廃棄物の収集運搬・処分について

収集運搬量に対する軽油使用量と併せ、廃棄物の再生率は大幅に目標を達成できました。

3) 環境クレーム・トラブル

当社に関わる環境関連法についての違反及び、他者からの訴訟等はなく、また、地域住民及び関連する機関等からの苦情もありませんでした。

1 3. 代表者による全体の評価と見直し・指示

水資源投入量の削減については、日進工業グループで使用しているため、個別の使用量把握は出来ませんが、引き続き、日進工業グループ全体で取り組むこととします。

環境経営に関しては環境法令を再確認し、遵法体制を向上すると共に、地域社会との更なる協調・共生に努めることを目標とします。

以上